

(様式消防4)

消 防 水 利 施 設 指 定 承 諾 書

年 月 日

三郷市消防長 あて

住 所

承諾者 氏 名

印

電話番号

消防水利施設、消防活動用空地及びその進入路の技術等に関する基準に基づき、
下記の施設が消防水利として指定されることを承諾します。

記

所 在 地	三郷市
種 別	消 火 栓 (基) 防 火 水 槽 (基)
形 式	
容 量	

備 考 2部提出のこと。

(参考)

消防法第21条(抜すい)

- 1 消防長又は消防署長は、池、泉水、井戸、水そうその他消防の用に供し得る水利についてその所有者、管理者又は占有者の承諾を得て、これを消防水利に指定して、常時使用可能の状態に置くことができる。
- 2 省 略
- 3 第1項の水利を変更し、撤去し、又は使用不能の状態に置こうとする者は、予め所轄消防長又は消防署長に届け出なければならない。